



決定期間延長通知書

2文芸第3320-1号
令和3年2月15日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年1月29日、同月30日及び同月31日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項 | 別記のとおり |
| 愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間 | 令和3年 2月 1日から 令和3年 2月15日まで |
| 延長後の決定期間 | 令和3年 2月 1日から 令和3年 3月17日まで |
| 規定を適用する理由 | 開示請求に係る行政文書の種類が多く、短期間に行政文書を探索し、決定することが困難であるため |
| 担当課等 | 県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111 |

別 記

- ・ 県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する、「2019年度あいちトリエンナーレ実行委員会収入内訳」と題する行政文書中において記されている、「2 負担金収入」中の「愛知県負担金」の内訳の一つとなっている「協賛金」の項目に関し、当期予算額 12,149,000 円、及び、決算額 11,063,757 円と記されている、各項目の、裏付け及び積算の根拠を示している行政文書。
- ・ 県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する、「2019年度あいちトリエンナーレ実行委員会収入内訳」と題する行政文書中において記されている、「2 負担金収入」中の「愛知県負担金」の内訳の一つである「国庫補助金等」の欄中の「文化芸術創造拠点形成事業費補助金」と「団体助成金」の受領先を明らかとする文書。支出を受ける先に対し申請を要するものであるときは申請書。
- ・ 県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する下記文書。
 - 1 あいちトリエンナーレ実行委員会が、名古屋市に対し負担金請求訴訟で請求する 33,802 千円の請求根拠となる、2019年度の同会と名古屋市の約定書。
 - 2 2019年度あいちトリエンナーレ実行委員会と、愛知県及び名古屋市との間で、負担金の負担割合を定める文書。また、利益が発生した場合の利益配分の配分割合を定める文書。
- ・ 県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する、あいちトリエンナーレに関し「愛知県知事が文化庁長官に提出した令和2年3月19日付け意見書」に関連した下記文書。
 - 1 不交付理由に係る経費の減額前後の「補助対象経費」の内訳を明らかにする文書。
 - 2 不交付理由に係る経費 8474 万円余の各内訳の費目の明細